

《特定農業法人・特定農業団体 編》

19. 特定農業法人とは



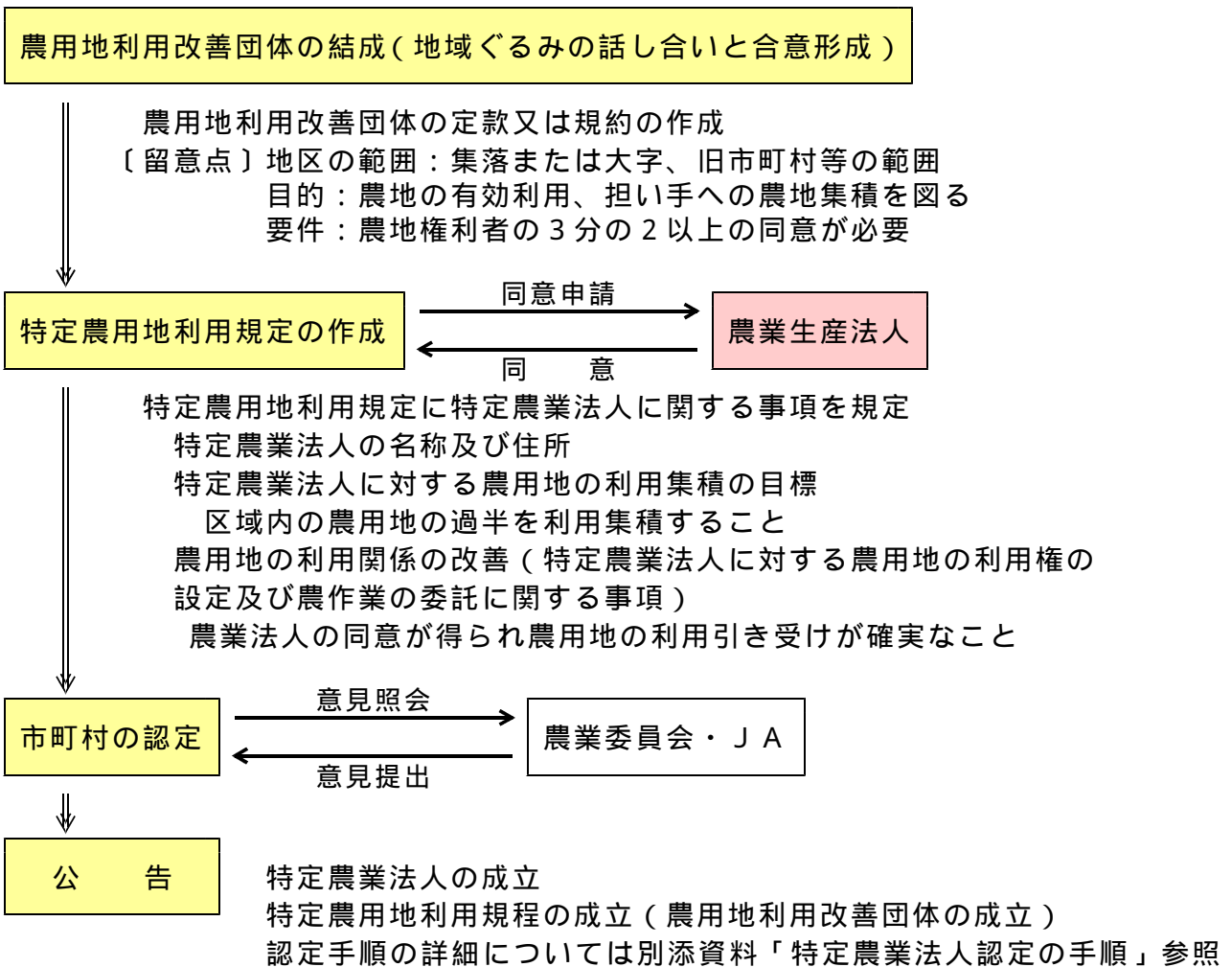
「特定農業法人」とは何ですか？



「特定農業法人」とは農業経営基盤強化促進法により平成5年に創設された制度で、担い手不足が見込まれる地域において、次のような性格を有する農業法人です(農業経営基盤強化促進法第23条第4項)。

1. その地域の農用地面積の過半を集積する相手方として
2. 農用地利用改善団体が作成する特定農用地利用規程に位置付けられた法人であって
3. 農用地利用改善団体の構成員から農用地を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負う。

【特定農業法人認定の手順】



【特定農業法人のメリット】

特定農業法人は認定農業者、特定農用地利用規程は農業経営改善計画とみなされる。
(農業経営基盤強化促進法第23条第7項)

農業経営基盤強化備金制度(税制上の特例)が活用できる。

利益のうち一定額を準備金(損金扱い)として積立(内部留保)するもので、機械等更新時に取崩し(益金算入)、同額を圧縮処理することで税負担が軽減される。

水田経営所得安定対策、戸別所得補償制度等の対象となる。